



厚生労働大臣の定める施設基準等に係る掲示

歯科医療における医療安全対策 に取り組んでいます。

- 歯科医師の医療安全対策に係る研修の受講と
全職員の定期的な院内研修への参加
- 安全で安心な歯科治療を提供するための装置、器具の設置
(AED、酸素、救急蘇生セット、歯科用吸引装置など)
- 緊急時の医科診療科との連携
- 医療安全対策に係る指針等の策定や
医療事故・インシデントを分析し改善策を講じる体制の整備